

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	5
第2 一般質問	5
土 村 秀 俊 議員	5
1 後期高齢者医療制度について	
2 聴力検診と補聴器助成について	
第3 報告第4号 継続費精算報告書について	20
第4 報告第5号 水道事業会計継続費精算報告書について	20
第5 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率について	20
第6 報告第7号 放棄した債権の報告について	21
第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて	22
第8 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて	22
第9 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	23
第10 議案第48号 令和4年度利府町一般会計補正予算	24
第11 議案第49号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	36
第12 議案第50号 令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算	36
第13 議案第51号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	38
第14 議案第52号 令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算	38
第15 議案第53号 令和4年度利府町水道事業会計補正予算	39
第16 議案第54号 令和4年度利府町下水道事業会計補正予算	39
第17 議案第55号 令和3年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ...	40

令和4年9月定例会会議録（9月7日水曜日分）

第18	議案第56号	令和3年度利府町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に ついて	42
第19	議案第57号	利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	44
第20	認定第1号	令和3年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について	46
第21	認定第2号	令和3年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	46
第22	認定第3号	令和3年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	46
第23	認定第4号	令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について	47
第24	認定第5号	令和3年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	47
第25	認定第6号	令和3年度利府町水道事業会計決算の認定について	47
第26	認定第7号	令和3年度利府町下水道事業会計決算の認定について	47

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場
合があります。

令和4年9月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（16名）

2番	渡邊博恵君	3番	鈴木晴子君
4番	西澤文久君	5番	伊藤司君
6番	坂本義也君	7番	羽川喜富君
8番	伊勢英昭君	10番	土村秀俊君
11番	木村範雄君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野涉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（2名）

1番	今野隆之君	9番	安田知己君
----	-------	----	-------

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
総務部総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	嶋正美君
総務部危機対策課長	古澤晃一君
企画部長	鎌田功紀君
企画部秘書政策課長	千田耕也君
企画部財務課長	藤岡章夫君
町民生活部長	名取仁志君
町民生活部町民課長	太田健二君
町民生活部税務課長	村田晃君
町民生活部生活環境課長	福島俊君
保健福祉部長	鈴木久仁子君

令和4年9月定例会会議録（9月7日水曜日分）

保健福祉部地域福祉課長	小 畑 香 代 君
保健福祉部子ども支援課長	谷 津 匡 昭 君
保健福祉部健康推進課長	上 野 昭 博 君
保健福祉部新型コロナウイルス対策室長	川 口 優 君
経 済 産 業 部 長	佐 藤 浩 幸 君
経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長	高 橋 活 博 君
経済産業部商工観光課長	郷右近 啓 一 君
都 市 開 発 部 長	近 江 信 治 君
都市開発部都市整備課長	堀 越 伸 二 君
都市開発部施設管理課長	戸 枝 潤 也 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 義 光 君
上下水道部上下水道課長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者	折 笠 ゆき江 君
会 計 課 長	佐々木 辰 己 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 部 長	菊 池 信 行 君
教育部教育総務課長	大 谷 浩 貴 君
教育部生涯学習課長 兼郷土資料館長	鎌 田 輝 久 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	郷 家 洋 悦 君
局長補佐兼議事係長	大 枝 大 将 君
主 査	戸 石 美 佳 君

議 事 日 程 （第2日）

令和4年9月7日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- 第 3 報告第 4号 継続費精算報告書について
- 第 4 報告第 5号 水道事業会計継続費精算報告書について
- 第 5 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 6 報告第 7号 放棄した債権の報告について
- 第 7 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度利府町一般会計補正予算）
- 第 8 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度利府町水道事業会計補正予算）
- 第 9 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第48号 令和4年度利府町一般会計補正予算
- 第11 議案第49号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第12 議案第50号 令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第51号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第14 議案第52号 令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第15 議案第53号 令和4年度利府町水道事業会計補正予算
- 第16 議案第54号 令和4年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第17 議案第55号 令和3年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第18 議案第56号 令和3年度利府町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第19 議案第57号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第20 認定第 1号 令和3年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 2号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 3号 令和3年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 4号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 5号 令和3年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 6号 令和3年度利府町水道事業会計決算の認定について
- 第26 認定第 7号 令和3年度利府町下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和4年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

会議規則第2条の規定により、1番 今野隆之議員、9番 安田知己議員より欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、8番 伊勢英昭君、10番 土村秀俊君を指名します。

なお、本日の日程につきましては、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

10番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔10番 土村秀俊君 登壇〕

○10番（土村秀俊君） 改めましておはようございます。10番、共産党の土村秀俊でございます。

本会の一般質問では2つの点について聞いておりますので、よろしくお願い申し上げます。

質問事項の1、後期高齢者医療制度についてであります。

（1）令和4年10月から一定の収入のある、来月ですね、収入のある75歳以上の医療費窓口負担が改定されます。これに該当するのは、年金収入が年間200万円を超える人で、後期高齢者保険加入者の約2割の人の自己負担が増えるということになります。

①この制度の変更について、該当者への周知についてはどのような方法で行っていくのか伺います。

②この制度実施によって受診抑制が起きる可能性はないのかどうか伺います。

③今回の改定について、町は適正な見直しと捉えているのかどうか伺います。

（2）広域連合に加盟する宮城県の35自治体の中で、短期保険証を発行している自治体と発行していない自治体があります。

①町として、利府町は発行しているわけですがけれども、利府町として短期証を発行する判断基準をどのように定めているのか伺います。

②短期証を発行することで、保険料滞納、これが改善されているのかどうか伺います。

質問事項の2です。聴力検診と補聴器の助成についてです。

加齢性難聴は、一般に50歳頃から始まり、65歳を過ぎると急激に増加すると言われていますが、聴力の低下は気づきにくい場合が多く、定期的な聴力検査・検診を行うことが重要であります。

そこで伺います。

①難聴を早期発見できれば、認知症の予防や健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。そのために、40歳以上を対象としている町の特定健康診査に併せて聴力検査・検診を同時に実施することが必要と思いますけれども、町の考えを伺います。

②加齢性難聴により、日常生活やコミュニケーションの困難となり、認知症のリスクが高まります。その予防手段として補聴器の役割は大きく、購入費を助成する自治体も増えてきております。本町としても、補聴器購入への助成が必要と思いますけれども、町の考え方を伺います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、後期高齢者医療制度について、2、聴力検診と補聴器助成について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 10番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の後期高齢者医療制度についてお答え申し上げます。

まず、（1）の①の該当者への周知方法についてでございますが、保険者である宮城県後期高齢者医療広域連合において、制度変更の内容を記載したリーフレットを作成し、今年の7月に送付した保険証に同封したほか、ホームページで周知しているところであります。

また、本町におきましても、制度の変更内容を周知するため、担当窓口にはリーフレットを配置し、あわせて広報りふ等で掲載しているところであります。

次に、②の制度実施による受診抑制についてでございますが、制度変更に伴い窓口負担が1割から2割に変更となる方に対しては、外来診療の負担増額を1月当たり最大3,000円に抑える経過措置が令和7年9月30日まで設けられており、被保険者の方々の急激な負担増加は避けられるため、受診抑制は起こらないものと考えております。

次に、③の今回の制度改正についてでございますが、近年の医療費の増加等を鑑みると、国の判断についてはやむを得ないものと認識しています。

次に、（2）の①②とでは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

短期証の交付候補者は、宮城県後期高齢者医療広域連合が短期被保険者証及び資格証明書交付事務取扱要領に基づき選定を行い、その中から、町が保険料の納入の意欲が特に低いと認められる方を絞り込み、最終的な短期証の交付対象者としております。

短期証の新規発行や3か月ごとの更新の際には滞納者に来庁いただくことになるため、滞納者との接触機会を確保することが可能となります。実際、来庁時には、後期高齢者医療保険料のほか他の滞納税目等についても広く納付をいただいている状況で、短期証の発行は保険料の滞納改善に確実に繋がっているものと考えております。

次に、第2点目の聴力検診と補聴器助成についてお答え申し上げます。

まず、①の40歳以上を対象としている町の特定健康審査に併せて聴力検査・検診を同時に実施することについてでございますが、本町では現在、40歳から74歳までの利府町国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、各地区の集会所を巡回して特定健康診査を実施しているところであります。

議員御指摘の加齢性難聴による聴覚機能の低下が様々な社会生活に支障を来す要因の一つであることは認識しておりますが、検査の実施には防音室と呼ばれる専用の部屋を確保する必要があることから、現状の各地区巡回型の特定健康診査と同時に実施することは難しいと考えております。

次に、②の加齢性難聴による認知症の予防手段としての補聴器の購入費に対する助成についてでございますが、国の認知症施策推進総合戦略、通称新オレンジプランでは、加齢や高血圧などとともに難聴も認知症の危険因子の一つと挙げられており、耳が聞こえにくいことから人とのコミュニケーションが取りにくくなり、社会的に孤立することで脳の活動が低下し、認知機能に影響を与えるものとされております。

本町では、現在、聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方や、指定難病で聴覚障害を伴う方、身体障害者手帳交付対象外の難聴のお子さんに対して補聴器購入費用の助成を行っているところではありますが、加齢に伴う難聴の方の補聴器購入費は対象外となっております。

県内では既に高齢者に対する補聴器購入費の助成を実施している自治体もあることから、今後、近隣自治体の実施状況を踏まえながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） それでは、制度変更の周知についての再質問から行きます。

2割負担に該当する人への周知について、答弁では、7月に保険証を郵送したわけですが、そのときに広域連合が用意したリーフレットを同封したと。それから、町のホームページとか、あるいは町の広報でも周知をしているということでもあります。

この問題については、私も8月の広域連合の議会で質問しているわけですが、県の回答もほぼ同じ内容で、リーフレット等を送付して、ホームページ、そして新聞広告とかポスターとか。それから、窓口にパンフを置くと。そして、各自治体の広報にも載せて、もう何度も何度も言うんですけども、丁寧な、丁寧な周知を行っているということをすごく強調するわけですね。

ただ、リーフレットも、それからポスター、これは厚労省のポスターですけども、それから町の広報も大体確認をしましたが、私の感想としては、非常に分かりにくいなという感想であります。その一語に尽きるわけですけども。

この2割負担を判定するというのは、基本的には県の広域連合が判定するわけですが、ただやっぱり、この判定される人、10月から2割負担になる人が、医療費が2倍になるというその本人がしっかり理解をする。そして、理解した上で納得をするということが必要だというふうに私は思います。

そういう中で、このリーフレットとか、あと町の広報も見ましたが、非常に分かりにくいものになっているわけなんです。

なぜかといえば、議員の皆さんも町の広報とか見たと思いますけれども、説明の中に非常に分かりにくい言葉、特に確定申告のときに使う税金の専門用語がたくさん出てくるわけがあります。この町の広報の説明の中でもあるんですけども、住民税の課税所得金額とか、その他の総合所得金額とか、それから年金収入とプラスそのほかの課税所得金額とか、一般的にはなじみのない用語がぞろぞろと並んでいて、その説明をたどっていくと、自分が1割

なのか2割なのかが判断というか判定できるようになっているわけです。

そして、今言ったようななじみにくいこの税金用語はどういうものなのかなということでも疑問を持った人が読む文章について見ると、さらにまた別のその税金の用語を使って説明されて、さらに分かりにくくなっているわけであります。例えば、住民税の課税所得金額と先ほど言いましたけれども、この用語の説明文を見ると、さらに分かりづらいんですけども、住民税納税通知書の課税標準額、これ難しい言葉ですね、課税標準という言葉あるんですけども、その額は、その額の説明があるんですけども、これは前年の収入から給与所得控除や公的年金控除、基礎控除や社会保険料控除などの基礎控除を差し引いた後の金額と、余計ちょっと分かりにくくなっているわけであります。

こういうことで、こういった内容の文書を送ったことで、この2割負担に、10月からね、2割負担になる後期高齢者の皆さんがしっかりと、その方たちへですね、しっかりと周知をされたというふうに町として判断されているのかどうか、その辺について伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

周知されたのかということでございます。まず全員への周知、皆さんへの周知については、国・県のほう……（「後ろ聞こえない。マスク外して」の声あり）全員、皆さんへの周知については、国・県のほうで、先ほど話ありましたリーフレット、それから新聞各社、全ての各社合わせますと、地方紙も合わせますと74社、この辺ですと読売新聞、産経新聞、河北新報、毎日新聞、日本経済新聞などに掲載しております。これが基本的に国・県の施策で皆さんにお知らせしているという形になります。そのほかに、宮城の県政だより5月・6月号、こちらのほうにも載せております。そのほかに、後期高齢者の連合のほうでホームページのほうに載せているという形になっています。

町のほうでは、町の広報誌7月号、それから9月号、あと今月出ている10月号という部分で、各対応者にお知らせする考えであります。そのほかに、町の窓口のほうにもリーフレット設置させていただいて、周知を図っているという形になっております。

今回、7月に保険証を発行しておりますが、発送しておりますが、今回9月末までの保険証ということで、逆に問合せが来ておまして、窓口でその辺丁寧に説明をさせていただいております。問合せあったものに対して、10月1日から一部の方、2割に保険料が、窓口負担になりますよという説明は、丁寧にさせていただいております。それから、その課税標準

額という部分については、税務のほうで納付書を発送したときに、課税標準額という部分が見えるような形で納付書のほうに表示はさせていただいておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） じゃあ、今いろいろ、部長が答弁されました。国県でリーフをたくさん配布したりね。それからあと、新聞に至っては、え、74社、ちょっと私見ていないんだけど。それから、ホームページとかパンフレットとか、ポスターも貼っているわけなんだけれども、盛りだくさんのこの説明周知しているわけです。町としても、7月、9月、10月の広報に載せて、それで、保険証が今回8月と9月の間に2枚来るということで、ちょっと混乱する場合もあるので、そのことについて町に問合せがあったので、しっかり説明をしているというお話でした。課税標準についてはしっかり見えるように納付書に書いてあるということなんですけれども、課税標準そのものの言葉の内容がよく分からないわけね。課税標準がどういうものなのかということを理解できないんじゃないのかなというふうに私は言ったわけなんですけれども。

いずれにしても、そういう形でいろいろな文書を、その対象、2割負担の対象になる方に送付したり示したりしているということなわけなんですけれども、それをもって非常に丁寧な説明というふうに考えているのかも分からないんですけれども、肝腎なのは、その説明文書、リーフレット、新聞広告、ホームページ、町の広報見たり受け取ったりした人がしっかりと、先ほども言いましたけれども、理解ができて、そして理解をした上で、あ、2割負担しようがないんだなというふうに納得したのかどうか。その辺について、町として、この周知をされた人たちがしっかり理解、納得できたかどうかということについては、どういった判断を持っているのか、その辺について伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

すみません、広報のほうでもう1件、9月の9日金曜からラジオ放送、TBCラジオのほうでも広報するというふうな段取りになっております。すみません、追加で。申し訳ございません。

一応、今回7月に発送した保険証が基本的に短い期間での発送になっていきますので、いろいろと問合せが来ております。その時点で、町では、今現在1割の方々、特に1割の方々、

3割の方々は変わりませんので、1割の方々から問合せがあった部分については、その2割負担の内容について丁寧に、窓口に来た人は窓口で、それから電話で来た人についても丁寧に電話で対応をして、説明はさせていただいて、ある程度納得はいただいておりますという形になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） じゃあ、淡々と次の質問に行きます。

次は、この制度の実施で受診抑制が起きる可能性はないのかということ、答弁では、外来では1か月の負担を2割ではなくて、2割というのは、つまり1割が2割になるということは、倍になると、3,000円だったものが今度6,000円になるということなんですけれども、そういうふうに3,000円が6,000円になると、ちょうど3,000円の増加分だから、これはいいかもしれないんですけども、今まで5,000円だった人、今度1万円になるということなわけですけども、その5,000円を負担増にするのではなくて、その中の3,000円だけを負担増として3年間配慮していくので、受診抑制には、起こらない、起こらないと言いましたけれども、受診抑制は起こらないというふうに町としては考えているという答弁だったわけですけども。

ただ、この配慮措置なんですけれども、1月の負担増、これは3,000円に抑えたので負担は大きくないから安心してくださいというふうに、リーフレットとかいろいろな広報の中で強調しているわけなんですけれども、ただ、この2割負担の問題を国というか厚労省が公表した時点で、どれぐらい医療費が、負担がね、増えるのかということについても公表しているんですね。もちろん部長御存じだと思いますけれども、3,000円に抑えたとして、3年間したとしても、国の試算、厚労省の試算では、外来医療費の負担は平均すると年間大体4万7,000円なんだそうです。それが、3,000円に抑えたとしても、年間6万9,000円に増えるということを行っているんですね、厚労省は。率にすれば、割り算をすれば、約1.5倍に医療費の自己負担が増えることになるわけですね。このことについては、リーフレットとかポスターとかいろいろな周知物資には一言も書いていないわけです。これは、厚労省のホームページで見ると分かるわけですけども。

そういうことで、こういった配慮措置をしても、医療費が実際には1.5倍に増えるということで、そういうことを国は公表しているわけですけども、そういう状況の中で、町として、それでも受診抑制は、断言しているように見えるんですけども、起こらないというふうに

断言できるのかどうか、その辺についても伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

断言できるのかというふうな聞き方だったんですけれども、基本的には、国の制度の中で3,000円、最大3,000円というのを3年間ということになっていますので、ある程度その負担の急激な増加は抑えられるというふうに理解しておりますので、断言できるのかと言われると、そういうような制度になっておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） この運営主体は広域連合ですからね、ここあまり町に詰問してもしょうがないという部分はあるんですけれども、県の広域連合も、この問題について8月に一般質問したときに、やはり3,000円の増額の限度、上限があるので、受診抑制は起きないだろうと言っておりました。そういう意味で、断言はできないんですよ、県としてもね。多分、いや、いろいろ言っても、厚労省では1.5倍に、医療費窓口負担がね、年間にすれば増えると言っているわけですから、やはり実際にこれに該当する人にとっては深刻な問題だというふうに思います。

そして、もう一つ深刻な問題が、この3,000円の医療費の増加の配慮にはあるわけですよ。これはもちろん運営主体は県の広域連合ということなんですけれども、これを、2割負担をして大変な状況になるというのは利府の町民ですから、やはりこの問題については、しっかりこの議会の中でも町の当局の考え方を聞いておかなくちゃいけないというふうに思いますので、さらにちょっと質問したいと思いますけれども。

窓口負担を月3,000円を超えないようにするという配慮措置については強調しているわけなんですけれども、そして、このリーフレットとか、町の広報には書いていないんですけれども、今のところね、書いていないんだけど、これ多分、3,000円を超えた分は後日振り込みますというふうに、加入者、保険加入者に送付されたリーフレットには書いてあるわけなんですけれども、そこで、その部分に大事なことが書いて、これもないんですよ。後で振り込むということは、つまり一旦窓口で、3,000円増えた分だけ払うんじゃなくて、2倍の医療費を支払うということになるわけなんです。つまり、今までは、先ほども言いましたけれども、窓口負担が5,000円だった人は、その3,000円増えた分の8,000円払えばいいわけではなくて、

10月からは、今まで5,000円だった人は1万円払わなくちゃいけないという事態になります。それから、後期高齢者の皆さんは、1つだけの診療所じゃなくて、恐らく2つとか3つとか行っている方も多いというふうに思います。私も後期高齢者ではまだないんですけども、高血圧と心筋、心臓の病院と、それから糖尿病の病院と、3つで通っているわけですから、2つや3つの診療所通うというのはそれほど珍しくない、普通だと思うんですけども、平均すると2つ、3つ通っているのは普通だというふうに後期高齢者のパンフレットにも書いてありましたけれども。

そういうことでいえば、つまり、今までは窓口負担が1か所で5,000円だった人が、3か所であれば1万5,000円ということになるわけですけども、これからは、10月からは、5,000円だった人は、月、窓口で1万円払うと。そして、3か所行っている人は、今までは1万5,000円で済んだものが、この倍の一旦は3万円払わなければいけないという事態になるわけですね。

そして、さらにその問題ですけども、リーフレットにも書いてあるけれども、3,000円を超えた医療費、ここでいえば1万5,000円が増えた医療費なんですけれども、そのうちの3,000円は自己負担するけれども残りの1万2,000円は戻しますと、振り込みますというふうに強調しているわけなんです。

それで、昨日、部長とこの問題について、少し部長からレクチャーを受けましたけれども、じゃあいつ返ってくるんだと、その払い過ぎた1万2,000円いつ返ってくるんですかと。私、昨日までそういう認識なかったんですけども、20日ぐらいしたら戻るのかなというふうに思ったら、その払い過ぎた部分の医療費は3か月後に戻るということで、昨日、部長からお話は聞いたんですけども、これは深刻な事態だと思います。

こういう、払い戻すといっても、実際に戻す金額は3か月後に振り込むということですから、1万5,000円を払った人は、払い過ぎた分は3か月後に1万2,000円戻すということになるわけで、これより少ない人もいるかもしれないけれども、逆に言えばこれより多い人もいるかもしれないわけで、かなりこの3,000円の配慮措置の陰にこういう問題が隠され、隠されているという言い方、潜んでいるということもあるわけですけども。こういう深刻な、この10月からね、事態になりかねない配慮措置なわけですけども、これでも、こういうことがあっても、3か月後にちゃんと戻されるんだから安心してくださいと、受診抑制は起きないと、起きないだろうというふうに、つながらないだろうというふうに、町としては思いま

すか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

要は、抑制措置に関しては、国保なんかに加入している方についてはよく御存じかと思いますが、高額療養費と同じような形になりますので、各医療機関ごと月締めで報告が来ます。これを後期高齢者の連合のほうに送って、かつ、これを個人ごとに集計して、その後に振込通知という形になりますので、どうしても日数がかかるということは御理解いただきたいと思います。

あくまでもその負担を抑制する措置というものを設けておりますので、受診控えは起きないであろうという回答しか私のほうではできないかと思えます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 受診抑制は起きないだろうというふうに答弁せざるを得ないですね。受診抑制が起きるということをここで言うというのは、かなりきついなというふうに思います。

まあいいです、次の問題ですね、次に行きます。

今回の改定について、町としてやっぱり適正な見直しだったのかという質問についての答弁は、医療費が増えるので、国の判断は、今回の処置はね、やむを得ないという、先ほど町長の答弁ありました。

そこで伺いますけれども、ぜひ町長に見解を伺いたいと思えますので、ちょっとお話を聞いていただきたいと思いますと思えます。

国の判断としてはやむを得ないというふうに考えるわけでありましてけれども、利府町でこの後期高齢者の保険に加入している方、三千八百何十人かな、4,000人近くいるわけですが、そのうち2割負担になるのは約800人の方というふうに言われております。

やむを得ないという答弁でありますけれども、今まで2つの点でちょっと議論したように、10月から深刻な事態になるかもしれないということあります。そういう点で、この2割負担になるという人の動向には、町としてはしっかりと寄り添っていろいろ相談に乗っているという部長のお話でありましたけれども、やはりしっかりと寄り添って、不安、疑問の相談には丁寧に対応していくことが大切だと思います。

そこで、それを踏まえて町長に伺いますけれども、今回の窓口の2割負担改定、これを決

めたのは、御存じだと思いますけれども、2020年の12月、つまり今から2年前に国が決定したんですね。国が決定した。そのときの検討では、厚労省の資料見たんですけれども、200万円の年金収入の人は、家計調査からすると、生活費とかいろいろもろもろ含めて消費支出が180万円ちょっとだったんですね。ですから、18万円ぐらいの余裕があると。200万円の収入の人は18万円の余裕があると。ですから、2割負担をしても可能だということが根拠になっているわけです。

しかし、今ね、今はですね、この2年前と比較をして、昨日のいろいろ議案の説明の中でもありましたし、一般質問の中でもありましたけれども、ウクライナ、今、ウクライナの戦争の問題、あるいは、この異常な円安、昨日今日140円になったのかな、ということで非常に深刻な円高があって、それに関連して燃料費あるいは生活物資、食料品とかの物価高騰が起きて、10月から、これは7月、8月から深刻な事態になっているわけですが、NHKの報道によると、10からはさらに物価の値上げが深刻になると報道されておりました。

そういう中で窓口負担を2倍に引き上げるとするのは、利府町の後期高齢者の皆さんの生活を考えると、非常に最悪のタイミングだというふうに思います。この問題については、後期高齢者の議会の8月の中でも一般質問して、連合長に、やっぱり今こういう状況なので、せめて値上げの時期を先送りすべきではないかということも提言、発言しておりますけれども、こういった問題を踏まえて、10月から、来月からですね、800人の町民に大きな負担を担わせることとなるこの医療費の2割負担について、やはりこの町内の後期高齢者の皆さんの暮らしを考えれば、2割負担をさせるというのは、もちろん国・県の決定事項でありますからやむを得ないとしても、この時期の値上げ、医療費の窓口負担の2倍値上げというのは、やっぱり最悪のタイミングだと思うわけですが、これについての町長の見解、これを伺っておきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えしたいと思うんですけれども、正直、何を聞かれているのか、ちょっと私もよく分からないというのが正直なところなんですけれども。

お答えしているように、ここは国会ではないので、国の国政マターのことについて見解を求められても、私、答えに窮するというか、用意する答えはないというか、先ほど答弁させていただいたように、国の判断についてはやむを得ないという答弁以外は何も用意しておりませんし、また、後期高齢医療広域連合、これ県の、運営しているのは県ですので、ここは

県議会ではありませんし。町民に寄り添った施策は、私たち、プレミアム商品券はじめいろいろなことを真摯に対応して取り組んでおります。物価高、先ほど土村議員がおっしゃられたように、物価高が大変だと、そういうことに対して、私たちは、積極的に柔軟にかつ大胆に政策を打っていることなので、それについてお尋ね等々あれば十分答えられるんですけども、国の制度設計について見解を問うという、どういうふうにこれ答えたらいいのかというのも分からないというお答えをさせていただきます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） これは国の制度、県が運営している制度だから、町長としては何とも言いようがないと、やむを得ないと言わざる、言うしかないという、今のね。それで、何を聞かれているのか分からないというお話だったんだけど、私、言いましたよね、説明中で。来月から、利府町の町民の中で、後期高齢者の皆さん800人以上の方がこの2割負担をすることになるわけですよ。これがいかに大変かということについては先ほどちょっと述べましたけれども、3,000円の上限を設けたとしても、一旦窓口では2倍の医療費を払わなくちゃいけないと。こういうことで、この経済情勢の中で高齢者の暮らしが、町内のね、高齢者の暮らしが大変になっている中でこういう制度を実施することについて、やめろとは言いませんよ、やめるとかやめないという権限はもちろん町長にないのはもちろん分かっていますけれども、ただ、そういう中で医療費窓口負担2倍化をすることについて、町長として、町民の暮らしを考えた上でどういうふうに感じるかということを知っているわけですよ。何も感じませんか。

あ、ごめん、もう1回。そして、県とか国の問題だということで、町としては物価高騰のためにプレミアム商品券とかいろいろな施策をやっているということで、だから、町民の暮らしは物価高騰によって大変な状況になっているということは認識しているわけですよ、町としても。そういう中で、特に年金収入ですよ。そして200万円ですからね、年間ね。そういう方たちの医療費の窓口負担を2倍にすることについて、どう感じますかと。やめるとかやめるなとかということをお尋ねしているわけではなくて、この問題についてどう思うかということなんです。

広域連合は町長関係ないというような感じのことを言いましたけれども、私はそうではないと思います。議会、広域連合の議会では、私も参加していますけれども、そういう形でいろいろ主張してきますけれども、広域連合の首長というのは大崎市長なわけですけども、

その大崎市長を選んだのは、県内の35の自治体の首長の皆さんが選挙をして選んだわけです。つまり、代弁、何ていうのかな、代行して連合長やっているわけですから、そういうことといえば関わりはあるんですよ、町長にとってもね。そういうことも踏まえてどう思いますかということです。分からないなら分からないでいいけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） ちょっとすみません、私は、苦勞している皆さんに対して、利府町としては、本当に迅速に大変有効な支援策を取っているということでお答えさせていただくこと以外は、ちょっと、サンドウィッチマンの富澤さんじゃないですけども、ちょっと、まあそれ以上は言えません。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） ちょっと時間がないので、じゃあ、後期高齢者の窓口負担については、10月から実施をされますので、その後いろいろな問題がまたこの町内で発生するかもしれないので、またそのときに質問したいと思いますので、ここで終わります。

それから、もう1点の高齢者の、高齢者というかな、難聴の問題、何だ、聴力検査の実施についての質問について、再質問していきたいと思います。

答弁では、聴力検査については専用の部屋を確保する必要があるからなかなか難しいと、特定健診でね。今、保健福祉センターだけじゃなくて各集会所を回ってやっているの難しいと、部屋を確保するの。確かにオーディオメーターというの、やった方は分かると思いますけれども、ヘッドホンをかぶって、非常に静かなところで物すごく小さな音を聞かせると、それで検査をするということなので、やはり相当静かな部屋は必要だということは、私も理解しております。

それで、しかし、そういうことなんですけれども、そもそも何で聴力検査が必要というふうに考えているのかについてですけども、町としてもこの聴力検査の重要性について恐らく把握はしっかりしていると思いますけれども、この点について少し質疑します。もう短い時間しかないんですけども。

この高齢者に対する聴力低下対策と補聴器の助成については、今から3年前の12月議会で、うちの同僚の安田議員が、認知症の予防として大事な取組だという質問をしております。

当時の町の答弁としては、老化による機能低下は、聴力だけじゃなくて、視力や歯とかいろいろな部分に様々出てくるので、聴力に特化した取組は考えていないと。それから、何だ、

補聴器についても、視力とか歯、そのほかいろいろな機能の低下があるので、補聴器購入についての助成は考えていないという、非常に厳しい答弁だったわけですよ。

しかし、それらの答弁の中でも、視力低下を介護保険事業の計画の中で盛り込んでいきたいとか、低所得者への補聴器助成は必要とは考えているといったような、やや前向きな答弁もあったわけですが、こういうことを検討してこの3年間経過しているわけですが、聴力低下対策とか補聴器助成などについて、部内で何らかの検討とか議論を行ってきたのかについて伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

議員の御指摘のとおり、やはり難聴というところが認知症の要因ということは我々も十分理解しているところです。また、40代から75歳以上の方の約半数の方が耳が聞こえにくいというところも、我々は十分理解しているところです。どのように部内で検討してきたかというところで、例えば、特定健診の中に入れて検査しても、その後のフォロー体制、医療との連携だったりそういったところを構築するところが重要なというふうに我々は認識しております。

また、補聴器の助成においても、補聴器を助成したらそれで終わりではなく、やはりそれを使いこなしていく、継続してそれを使いこなしながら介護予防教室に参加するなど、そういった体制づくりの構築がやはり重要と考えておりますので、引き続き、そういった状況も先進的にやっている自治体もありますので、どういうふうな取組をやっているか、そういうところを引き続き検討しながら、検診及び補聴器の助成については検討していければと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） じゃあ最後ですね。

補聴器の助成について、答弁では、近隣、今もおっしゃいましたけれども、近隣自治体の状況を踏まえて検討する、研究するという答弁でした。

ここでいう近隣自治体というのは、恐らく富谷市のことだと思います。富谷、今年の5月から助成として、助成額として2万円の給付をすることを決定しました。ただ、私、富谷がやったんだから利府もやれというような単純な提言をするつもりはありませんけれども、やはり高齢者の難聴対策というのは、いろいろな点で、今、部長言ったように非常に大事な問

題なので、そこら辺をしっかりと検討して前向きに取り組んでいただきたいと思います。

3年前の補聴器助成自治体は20ちょっとだったんですけれども、今は富谷も含めて44になりました。つまり倍に、この3年間で増えているということもあります。

富谷では、この9月議会の、去年のね、補聴器助成についての答弁、市長の答弁を議事録見たんですけれども、こう言いました。県内外の自治体の取組を注視して検討していくということでした。それで、その半年後に実施をする決定をしたということなんですけれども。

今回の熊谷町長の答弁も、近隣自治体の状況を踏まえ、調査、検討、研究していくということで、非常に富谷市長の答弁と趣旨が同じだなというふうに思います。今回、私たち質問をした共産党議員団としても、この答弁に期待をして、しつっです、今後、町のその研究経過を実施するという事なので、それをしっかりと注視していきたいとします。

それを踏まえて、改めて最後に補聴器助成についての町長の見解、これを、難しい質問ですか、これを、一応考え方を伺っておきたいとします。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えします。

今日、どこかの新聞で、たしか、やっぱり補聴器についての、あとは認知症についての記事が結構大きく記載されていて、補聴器と認知症の、補聴器というか難聴と認知症の始まりで何か3つあって、その1つ、これの1つに当てはまるのは注意してくださいというの1つがたしか、テレビの音のボリュームがなかなか聞こえなくなってきたら、上げろ上げろという声があったら認知症に気をつけてくださいと。何かさっき同じような光景があったなと思ってですね。ちょっとやっぱり耳が聞こえないとか難聴になる、私もちょっと左耳がずっと小学校のときからよくないんです。必ず聴力検査でも引かかるんですね。でも、その都度その都度ごまかしごまかしというか、クリアしてきているんですけれども。

高いものでは補聴器は50万円するというものもございます。先ほどの話じゃないんですけど、困っている方々に寄り添うというのは私たちの町の姿勢でありますので、これは繰り返しになります、部長の答弁の繰り返しになりますけれども、しっかりと近隣の自治体の動向を研究してまいりたいとします。（「終わります」の声あり）

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で10番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時0分とします。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 報告第4号 継続費精算報告書について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、報告第4号継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第4号継続費精算報告書についての報告を終わります。

日程第4 報告第5号 水道事業会計継続費精算報告書について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第4、報告第5号水道事業会計継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第5号水道事業会計継続費精算報告書についての報告を終わります。

日程第5 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第5、報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

日程第6 報告第7号 放棄した債権の報告について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第6、報告第7号放棄した債権の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、債権放棄ということで、やむを得ないと思うんですけども、この中で、平成16年度、17年度、同一人物ということで、13か月間未納だったわけですね。例えば3か月ぐらいたったときに督促をするとか何らかの措置はしないものかどうか、その辺ちょっとお尋ねします。一般の会社、電力であったりNTTであったり、3か月ぐら過ぎれば大体止めますよね。そういった処置も含めて、どういった対応取られたのかお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木喜宏君） 高久議員にお答えいたします。

平成16年度分、17年度分、同一人物ということで1名になるわけですが、当然、その時点で督促等出しております。何度も催促はしております。それで、去年の、あ、令和2年の3月まで居住地をずっと追ってまいりました。ただ、訪問したところ、生活の実態がなかったということで、そこからはもう実際には居住地も追えなくなってしまっ行って方不明というような状況で、今回の処置に至ったということでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） それは分かりました。

ただ、13か月間、要するに未納になっていたということは、13か月間、水道は供給していたということですよ。これって、個別に水道水を止めるとか何らかの処置が取れなかったのかなと思うんですけども。なかなか厳しいけれどもね、公営企業だからね。だけれども、やっぱりある程度強い措置に出なくちゃいけない部分もあるのかなと思います。その辺はどうなんですかね。これ見ると、金額的にはほとんど基本料金しか使っていないような状況ですよ。そういった、要するに、水道は加入しているんだけど、ほとんど使っていない。受ける本人にとってはそんな状況の感覚もあると思うんだけど、その辺どうですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

当然、督促を出して、それでも納めていただけない方というのは、当然、期間を一応決めまして停水という、その処理もごさいます。ただ、その時点で、やはり停水する前に本人とお話ができるとなった場合には、やはり何か月後に払いますよとかそういった誓約取るわけです。そういった話合いの中で停水までには至っていないものの、その後、利府から居住地離れてしまっているというような状況なので、町としてはやれることについてはやっているというように考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第7号放棄した債権の報告についての報告を終わります。

日程第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度利府町一般会計補正予算）

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第7、承認第7号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより承認第7号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第8 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度利府町水道事業会計補正予算）

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第8、承認第8号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第8号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第9 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、議案第47号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第47号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号 令和4年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第10、議案第48号令和4年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑に関しましては1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いします。また、質疑は重複しないよう、なるべく関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。2番 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それでは、3点ほどお伺いいたします。

まず初めに、14ページの9目交通安全対策費工事費14節工事請負費についてお伺いいたします。交通安全施設整備工事ということで、どのような工事を行ったか、お伺いいたします。

2点目、24ページ、14節の町営駐車場維持補修工事ということで、駐車場も随分年数がたっており、どのような工事をなさったのかお伺いいたします。

26ページ、1目社会教育総務費の24節積立金ということで、スポーツ・文化振興基金予算積立金500万円とありますけれども、そちらの目的をお願いいたします。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。1点目、危機対策課長。

○危機対策課長（古澤晃一君） 御質問の交通安全対策費の工事費のほう、お答え申し上げます。

今回計画している工事内容は、加瀬地区の3か所にカーブミラー設置を予定しています。中身につきましてはシングルタイプ2つ、2か所、それからダブルタイプ1か所ということでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） お答えいたします。町営駐車場の維持補修工事の内容についてでございます。

こちらにつきましては、西口ゲートの精算機の駐車券リーダーが消耗しまして頻繁にエラーが発生するということがありますので、こちらを交換するものでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目、生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

基金の積立ての目的でございますけれども、スポーツ・芸術文化のサポートのために積み立

てている基金でございます。最終的には、生涯スポーツ・芸術文化活動派遣事業費補助金ということで、東北大会、全国大会、世界レベルの大会に出場される方の支援に充てる目的でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それでは、1点目のほうの加瀬地区のカーブミラーということで、本当にお子さんから全員の交通安全、私も前、一般質問させていただきましたけれども、あの地区のカーブの多さと、それからすごい車が飛び出して、今、イオンができたことによって、すごい抜け道になって危ないということで、このように実現していただいて大変うれしく思います。

あと、2点目のほうは、随分駐車場も何年も何年もたちまして、そういうふうにもいろいろなことがあるのかなと思ひまして、これからもかかると思ひますが、こういうことで直していただいて大変うれしく思います。

それから、3点目、スポーツ振興基金予算積立てということで、今までこの積み立ててきたものもあるんだと思ひますけれども、今年はすごく多いような気がするんですけども、今までの使用率というか、どのくらい積み立ててきたのでそういうふうにも皆さんのお役に立ったのか、分かるのであればお答えいただきたいです。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 渡邊議員の再質問にお答えいたします。

基金の積立状況のほうはちょっと手元に持っていないんですけども、補助金として出している金額としましては、昨年度は、スポーツ分野のほうの支援ということで年間で24万円の支援に充てております。コロナの影響で昨年はちょっと少なかったのかなということです。

また、今年度に入りましては、補助金の金額を上限を引き上げましたので、そういうことも伴いまして、現在のところ、スポーツ分野のところ申請額が88万5,000円ということで、関係者の方に支援している状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。

渡邊博恵議員に忠告いたします。質問以外のことにしましては、発言を控えていただくようお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、3点お伺いいたします。

12ページお願いいたします。24款1項町債の7目災害復旧費、小学校災害復旧事業と学校給

食センター災害復旧事業、補助対象外になったので起債するというふうな御説明でありました。この詳しい内容をお伺いいたします。

それから、20ページお願いします。4款1項2目予防費18節補助金のところの子宮頸がん予防ワクチン接種というところで、こちら増額になっておりました。増額の理由として、国のキャッチアップ接種の方針への対応なのか、内容をお伺いいたします。

それから、同じページの下の部分の5目母子健康費の12節委託料、産後ケア業務委託料ということで62万3,000円増額となっております。増額の理由をお伺いいたします。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。1点目、財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

12ページの災害復旧事業債の2,270万円の内容でございますが、こちら小学校災害復旧事業費につきましては、3分の2の補助がなくなりまして全額地方債で充当するというようなものでございます。学校給食センターにつきましても、100%地方債を見込んでいるものでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、3点目、健康推進課長。

○健康推進課長（上野昭博君） お答えいたします。

2目の予防費負担金なんですけれども、子宮頸がん予防ワクチンの任意接種費用の助成事業ですけれども、こちらのほう、来年の2月で第5期の定期接種が終了となるんですけれども、国のほうで令和7年の3月いっぱいまで延長されたため、今まだ未接種の方に対してクーポン券を再発行するような形になっております。以上です。

もう一つ、同じく5節の委託料12、産後ケア業務委託料なんですけれども、こちらのほう、今年度より産後ケアのほう、デイサービス型を充実したことにより、当初想定していた人数よりも、現段階でもう増えている状況になっております。実際、当初予算で計上したのが、居宅訪問型が一応8人、デイサービスが8人と、デイサービス3時間、6時間とあるんですけれども、16人見ていたんですけれども、今現在でデイサービスのほうが3時間利用で23人、あと6時間使用が3人ほどになりまして、来年の3月まで想定して、今回補正で上げさせていただくような形になります。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 災害復旧債のほうであります。今、御答弁いただきましたが、3分の2の補助が全額になったというふうなことだったんですけれども、その経緯を聞いたかったん

ですけれども、もう一度お願いします。

それから、子宮頸がんワクチン、これから増えてきたのもっと増額ということでありましたけれども、先ほど言いましたように、国のほうでキャッチアップ接種で平成7年の方から打てるようになってきているということで、25歳まで上限ですね、25歳以下の方が受けられるようになってきているところで、その内容を、国から、国のホームページを見ますと、町のほうから案内届きますということになっているので、多分順次送っていることとは思うんですけれども、順次というふうになるとやっぱりタイムラグがあるのかなと思ひまして、ぜひホームページのほうをキャッチアップ接種、町としての対応どのようにしているかという部分を表していただきたいなと思っておりますので、その辺の回答をお願いいたします。

それから産後ケアのほうでありますけれども、籠居より増えているということで、これは心配な方が増えているということでよかったのか、その辺ちょっとお伺いいたします。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

12ページの部分の小学校災害復旧事業400万円と学校給食センター災害復旧事業でございますけれども、小学校災害復旧事業につきましては、25ページのほうにあります、あ、27ページですね。工事請負費、青山小学校の分とありますけれども、そちらが1,200万円ということで、災害分については800万円、国のほうから補助を受ける予定でございます。残りが400万円ということで起債となっております。

あともう一つのほうは給食センターなんですけれども、当初見込んでいた災害の査定のほうで受けられなくなってしまったので、それを起債のほうに振り分けたということで、1,870万円ということでさせていただいております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上野昭博君） お答えいたします。

まず、先ほどの予防費なんですけれども、ちょっと私勘違いいたしまして、子宮頸がんワクチンの話です。議員さんおっしゃるとおりで、17歳から25歳までの女性の方が3回受けることになるんですけれども、その前の期間、国のほうで定期接種としていなかった任意のときのなんですけれども、その方、もう任意で御自分の自己負担で受けた方に対して償還払い、領収書を基にその費用を負担するというので、ちょっと私勘違いして、さっき違う答弁してしまいました。申し訳なかったです。

それで、その該当する方には、7月に全員に個別に案内していますし、あとホームページのほうでも掲載はしております。

あと、12節の委託料なんですけれども、産後ケア業務委託料。確かに、居宅ですと自宅に来ていただくというよりも、自分から助産師さんのいるところに行って相談をするということだと思なんですけれども、実際その相談の内容に関しては、もちろん母親の体のこととか子供のこととかあるんですけれども、具体的にどういった相談というのは、ちょっとまだ手元にないので、今度聞いてお知らせしたいと思っています。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、子宮頸がんのほうなんですけれども、ホームページにも記載しているとおっしゃっていましたが、子宮頸がんのホームページはしっかりあります。ただ、このキャッチアップ接種に関して、文言は全く見当たらない、町のほうではですね。その辺しっかりと、その資料を見逃したりだとか、そういう人もいますかと思しますので、明確に周知していただきたいなと思っております。

産後ケアのほうなんですけれども、今ちょっと分からないということでありましたけれども、このクーポン配布するやり方として、一度、前回答弁いただいているのは、産後間もない時期の妊婦さんを対象に医療機関で接種券を発行しまして、1人当たり2回健診を受けていただくというふうになっているんですけれども、この選定方法どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。健康推進課長。

○健康推進課長（上野昭博君） 先ほどの子宮頸がん予防のワクチンなんですけれども、ホームページのほうもう一度確認させていただいて、ちゃんと掲載させていただきます。申し訳なかったです。

もう1個の産後ケアの話なんですけれども、クーポン券、ちょっと私もクーポン券のファミリーサポートセンターのほうのクーポンかとちょっと思ったんですけれども、こちらのほうは1時間幾らということで、助産師さん、行ったところでお支払いしているかなと思っていましたけれども、ちょっと私の認識不足で申し訳ないですけれども、と思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、3点お願いします。

18ページ、3款1項9目の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業なんですけれども、今回、

返還ということで2,700万円ほど出ております。この出どころなんですけれども、令和3年度の決算見ると、明許繰越しが5,100万円ほど上がっていて、この金額分がちょっとどこにどういうふうな形で繰り越したのかという場所で、いろいろ見たんですけれども分からなかったんですよ。本来であれば、繰越金という形で令和4年度に来てということなんだろうけれども、この決算をまたいだときの繰越しの仕方、この不用額をどういう項目でやっているのか、ちょっと教えてほしいんですよ。

それは、次のページの19ページの10目ですね、子育て支援生活特別給付金もそうなんですけれども、これも不用額が決算段階では2,100万円ほど、これは今回の返還金と全く一緒なんです。これを、要するに、令和3年度で1回事業を行って、繰越明許した部分もあるんだけど、それ以外の部分が不用額という形で翌年度に行っているんですけれども、その翌年度に行っている、令和4年度に来るときのその勘定科目、何でやったのか、ちょっと私探し当てられなかったんですよ。何で来ているのかというのがね。それで、これを見ると、財源ね、返還金の財源は一般財源となっているので、その辺ちょっと勉強させていただきたいなと思っております。

あと、24ページ、8款2項の1目ですか、今回、横枕線でアンダーパス監視システムということで、排水ポンプをつけるということなんですけれども、これ、予算、歳入のほう見ると起債で行うとなっているんですけれども、単純に国・県からの補助というのは見込めないものなんですかね。その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

1点目の繰越しの方法ということでございます。繰越明許費につきましては、議員さん御承知のとおり、補正予算でお認めいただいたものを見込んで、事業費も繰越予算を事業としてお認めいただくと。その後の流れでございますが、事務手続としまして、財源をくっつけてまして、3月31日と4月1日に繰越明許費分として繰り越すというような流れでございます。

今回、18ページほかに返還金出ておりますが、3月31日時点ではまだ金額が確定せずに、出納整理期間、地方自治体単年度会計の原則でございまして、2か月間の出納整理期間がございます。5月末まで、例えば申請がぎりぎり4月に支給した、そういったものとかも見込んでいますので、そういったものを含んで、今回、余ったものを精算して国に報告して、そして精算の中で返還が生じたというような状況でございます。

明許繰越費、今度は令和4年度に令和3年度から移ったものにつきましては、令和4年度決算で審査いただいて、内容が決算書のほうに出てくるというような状況でございます。簡単ですが、以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） お答えいたします。

横枕のアンダーパスの冠水システム及び地下道の排水ポンプについて補助がなかったのかという件につきまして、こちらにつきましては、国・県のほうに補助金及び交付金がないかということで確認したんですが、特にないということで、今回このような形になってございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 2か月ぐらいかかって、要するに繰越明許に入れたということだよ、単純に。繰越明許1回上げているんだけど、我々もらっている決算の成果のやつ見てもそうなんだけど、そこに上がっているそれ以外の部分であるということでしょう、最終的に決定した金額が。ちょっとここでやり取りしてもなかなか分からないので、後で教えてください。勉強させてください。

あと、横枕、残念でしたね。頑張ってください。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 3点お伺いします。

まず1点目、14ページですけれども、2款の1項の11目12節と13節ですね。高齢者の集いの業務委託料、その下の高齢者の集い、これセットでなっていると思うんですけれども、この内容について前回お聞きしたときに、民謡の何か高齢者の集いをやるということですが、そのことで意見を申し上げましたら、後で検討するということがだったので、この内容についてお願いいたします。

それから、22ページですね。農業委員会のほうの13節、6の1の13節、モバイルデバイス管理ライセンス使用料。金額は小さいんですけれども、これの用途とか中身ちょっと教えていただきたいんですよ。モバイルって、デバイスの管理ライセンス使用料ということで、金額が小さいし、中身がちょっと聞きたいなと思ひまして、お願いします。

それから、3点目ですね。26ページ、教育費の10款3、中学校費、3項の14節工事請負費。これのしらかし台中学校の体育館のどんちょうの改修工事124万3,000円となっておりますけれど

も、これは改修工事ということで、取り替えるのか、どういう部分を補修するのか分かりませんが、経年劣化によるものかどうか分かりませんが、その辺の工事内容、どんちょうの工事内容についてお知らせください。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。健康推進課長。

○健康推進課長（上野昭博君） お答えいたします。

14ページの2款1項11目新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業費でございますが、当初予算のときに、今こちらの予算枠で三角になっている部分取っていたんですけども、事業を企画というかしている中でちょっと全体的に業務委託で一括でやれるということが計画変更になりましたので、今回組み替えているわけなんですけれども、今予定している高齢者の集いの内容なんですけれども、そちらのほうは、一応、今回、沖縄返還から50年なっていますので、沖縄民謡、芸術に触れるということで、沖縄県の方に来ていただいて、沖縄民謡、三線をやろうと、今、企画している段階でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（高橋活博君） 2点目についてお答え申し上げます。

モバイルデバイス管理ライセンスの中身でございますけれども、こちらについては、農業委員会のほうで農地パトロール、あと遊休農地の確認作業とかにつきまして、モバイルを活用しまして現地調査とか行うように、今回、モバイルを3台購入する予定でございます。複数台数持っていますので、こちらのモバイルデバイスについて一元管理というか、3台を一元管理できるシステムになってございます。こちらの遠隔操作や、あと管理、あと設定とか、そういったものがこちらのシステムでできるようになることとございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

しらかし台中学校の体育館のどんちょう改修工事でございますけれども、経年劣化により、どんちょうの周りの部分、校章が入っていたり、あと縦の部分と、そのところの一式を改修工事するというところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 沖縄、昭和47年ですからちょうど50年ということで、そういう記念の年に高齢者の方を対象にということなんでしょうけれども。それで、中身でいつやるのかというお答えなかったんですけども、いつ実施予定かと、あとは、対象は高齢者の集いということ

なんですけれども、意義ある沖縄のお話であれば、一般の方も入場していいのかどうか、その辺についてもお尋ねいたします。

それから、モバイルのデバイスについては、非常に安価な5,000円ということで、さっきの話聞くと遠隔操作の云々という話も出ていますけれども、それほど精密というか、用途からすると、3台ということで1台当たり5,000円ということになるんですけれども、これ間違いありませんか、1台当たり5,000円買取りということなんですけれども。ちょっとその辺の中身、どういうふうな用途で、性能どういうふうになっているものなのか。モバイルですから携帯みたいなものなのかどうか、その辺のイメージもちょっと教えていただきたいんですけれども。

それから、どんちょうの、しら中のどんちょうのほうについては、周りの脇の部分に建っている校名とか何か書いてあるところの部分だということなんですけれども、本体のほうは、いわゆるどんちょう本体のほうは、経年の劣化はなかったのかとか、何年頃に建てた分なのか、しら中発足当時からあるものなのかどうか、その辺についても、経年についても詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上野昭博君） お答えいたします。

今の予定では、会場はリフノスのほうで、11月25日の金曜日を予定しています。土曜、日曜はもうちょっと会場のほうが全部詰まっていて取れなかったもので、この金曜日ということでやっと取れたのが現状です。

あと、年齢なんですけれども、一応、こちらのほうは、高齢者が外出を自粛しているということで高齢者を対象にしています。今、想定している70歳以上の方でも約6,400人ぐらいいらっしゃると思います。それで、リフノスに430席はあるんですけれども、一応車椅子の方もいらっしゃるんじゃないかということで400人を限度で考えていますので、多分、募集今からするんですけれども、満員になればちょっと一般の方は入れないかなと思います。すみません。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） 2点目についてお答えいたします。

22ページの関係なんですけれども、そちらのページの今質問の使用料の下に備品購入費というのがありますけれども、こちらの備品購入でタブレット3台を購入いたします。こちらの使用料につきましては、記載のとおり、ライセンスの使用料、先ほど課長が言ったとおり、その3台を一元化するというのがそのライセンスの使用料ということでございますので、よろしくお願

いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） それでは、お答え申し上げます。

しらかし台中学校につきましては、どんちょうはまだ本体は大丈夫なんですけれども、周りのほうがどうしても経年劣化でやられているということで、そこを一式取り替えるということなんですけれども。

あと経過年数でございますけれども、しらかし台中学校については30年経過しております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 1番目、2番目については了解しました。

3問目の今のどんちょうの話なんですけれども、30年経過しているということであれば、どんちょうがどれほど劣化しているかというの、劣化具合というのはちょっとよくイメージ湧かないんですけれども、普通の生地であれば、30年劣化していればかなり経年劣化が激しいのかなと思うんですけれども、この際検討してはいかがかなというふうに思ったんですが、この点についての御見解を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） 町内各学校同じようなところがございまして、今、優先順位をつけて直しているところなんですけれども、今回はしらかし台中学校ということで、どうしても経年劣化で触るとぼろぼろと落ちてくるような感じになってきてしまっているんで、当然その、遠藤議員さんからもちょっと指摘を受けたところもありまして、穴が開いていてちょっと見栄えが悪いとか、式典なんかのときにちょっとまずいよねという話もされましたので、そのところ各学校で調べて、計画的に今は直していく予定で考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにございますか。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） それでは、2点お願いいたします。

19ページですね。19ページのこれは3款民生費の中で8目18節ですか、補助金の中で放課後児童支援員の処遇改善特例事業というのがございます。これの補助金の補助の内容、国と県からも補助が出ておりますが、この補助の内容について御説明お願いいたします。

もう1点は22ページです。6款の農林水産事業費の中の3目ですね、農業振興費。これが地域おこし関係のものが出ております。この全部の節の中で、旅費とか報酬とか、それから13節

で使用料及び賃借料のブースの借り上げ料等々出ております。この全般にわたってのこの部分の御説明をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。1点目、子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、放課後児童支援員等処遇改善特例事業でございますが、こちらの内容といたしましては、まず国のほうで、町といたしましては3月補正のときに先立ちまして予算計上のほうさせていただいて、事業のほうを実施してきた案件でございます。2月から9月まで、ほかの業種に先駆けて放課後指導員の処遇改善を国のほうで行うということで、実施をしまっていました。今回、10月以降も事業の継続を行うということでお話がありましたので、改めて予算の計上を10月から来年3月分ということで計上させていただいております。

内容的には、支援員1人当たり月額9,000円の処遇改善といったところを行っていくというふうな内容となっております。人数的には、対象といたしまして7児童クラブ、19支援単位となりますが、こちらの支援員64名を対象として実施する予定としております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（高橋活博君） お答え申し上げます。

普通旅費、あと地域おこし協力隊のPR出展ブース借り上げ料関係でございますけれども、こちらにつきましては、来年1月の14日、15日、東京都の東京ビッグサイトで移住・交流&地域おこしフェア2023ということで、移住……、協力隊、地域おこし協力隊の募集に伴います説明会とか相談会がこちらのほうで開催されます。こちらに赴くための旅費、職員3名分の旅費。あとブースにつきましては、2日間、14日、15日、2日間開催されますので、そちらのほうで出展する利府町のPRブースの借り上げ料となっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 19ページの放課後児童支援員の処遇改善ということで、1人月額9,000円という、64名分という計上、御説明分かりました。10月から3月までということで、国からの指針も出ているという関係で3月までのお金だと思いますけれども、これはずっと継続していくものなのか、その辺の見通しをお願いいたします。

それから、地域おこし協力隊の件ですが、22ページですね。今いらっしゃる地域おこし協力隊の方も、このブースを経て現在利府町にいらしていただいているんだと思いますが、東京でのこの地域おこし協力隊のPRということで、これはシティーセールスも兼ねてではなく、あ

くまでも地域おこし協力隊の募集という純粋な意味でよろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

変更して国が実施した段階で継続で行える事業ということでお話のほうはいただいておりますので、今後も継続で行っていけるものと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（高橋活博君） お答え申し上げます。

今回の東京ビッグサイトに行く部分については、地域おこし協力隊の面で一応行く予定にしてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この支援員さんの、放課後児童クラブ支援員さん、大変なお仕事だと思っておりますので、ぜひぜひ町のほうでも、国の指針が出るようでございますから、継続して、ぜひ子供たちにとってもよい環境になるような支援員さんを募集していただきたいと思っておりますし、これは指定管理者ですね、ですから町直接ではないんですけれども、ぜひ、こういった方々の処遇改善というのは大切なことですので、町でも力を入れていただきたいと思っております。

それから、地域おこし協力隊の件ですが、ビッグサイトという大きな場所でなさることですから、ぜひシティーセールスも兼ねて、必ず地域おこし協力隊を利府に来ていただくように、強力に職員の方にはお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第48号令和4年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、議案第49号令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第49号令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第50号 令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第12、議案第50号令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） すみません。4ページ、お願いいたします。

債務負担行為のところ、高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画策定業務事業ということで計上されていると、限度額が計上されておりますけれども、アンケート調査を行うというふうな御説明いただいておりました。これニーズ調査ということでよかったのか。このニーズ調査をするとなりますと、単純無作為抽出法か層化無作為抽出法という形で、調査する相手を単純に選ぶのか、それともいろいろな用途に分けて選ぶのか、その辺、前回と同じなのか、今回は新しく違った形でやるのか、その辺ちょっとまずお伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） それでは、アンケート調査についてお答えいたします。

このアンケート調査につきましては、国のほうの介護保険計画の指針が出てきておりますので、まだなかなか細かいところが出ていないところもございますが、前回と同様に、まず介護予防日常圏域のニーズ調査と、あとは在宅の介護の実態調査を行うようにというところが出ております。町のほうで対象者を抽出しまして、そちらのほうは65歳以上で高齢者の介護認定を受けていない方と、あとは認定を受けている方、その中から無作為で2,000人、一応、今の段階の予定ですが、2,000人を抽出する。また、在宅介護調査として、在宅で生活している方のうち要支援・要介護状態の認定を受けている方ということで、その中から600名ほどを抽出する予定として、今、計画を立てている状況です。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） その抽出したデータなんですけれども、地域包括見える化システムに入力することが大事ではないかというふうに国のほうで言っているところです。町としてどのような方針で動くのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） こちらのほう、国のほうの指針とかもちよっと遅れぎみで出てはきているところですが、見える化システムだったり、あとは町のほうで実態と併せて分析しながら、計画を立てて評価していきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第50号令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第51号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第13、議案第51号令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第51号令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第52号 令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第14、議案第52号令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第52号令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第53号 令和4年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第15、議案第53号令和4年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第53号令和4年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第54号 令和4年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第16、議案第54号令和4年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第54号令和4年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第55号 令和3年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第17、議案第55号令和3年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑。10番 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） この議案は、55号と56号同じなんですけれども、令和3年度の決算の結果生じた未処分利益を処分するという議案なんですけれども、この決算の結果生じた未処分利益剰余金というものは、まだ決算の認証、認証をね、まだ議会ですてやっていないわけですよ。そういった点でいうと、この4億二千万幾らというその未処分利益剰余金というのは、確定していないとは言わないけれども、これをどうするかというこの金額自体が、まだ議会としては承認をしていないという段階で、それを承認していない金額をこういう形で、56号もそうなんだけれども、処分することに同意してもらえるかというのは、これ順番としては少しおかしいんじゃないのかなと私は思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木喜宏君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

土村議員がおっしゃっている内容については、当然そう思われるかもしれませんが。去年までの決算のときの認定、それから議決、剰余金の議決につきましては、今、土村議員がおっしゃったような順番で、最初に認定を受けて、その後に剰余金の処分の議案というような順序でやっていたのは確かでございます。

今回、決算の認定それから剰余金の処分の議決ということで、通常は同一議会で議決されるということになります。これまでの取扱いが間違っていたということではございませんけれど

も、公営企業法の実務におきましては、先に利益剰余金処分の議決を求めて、その後に決算書の認定に付すという順序が示されているところなんです。

そういったところで、今回、改めて整理を行った結果、このような順番にさせていただいたということでございます。ちなみに、近隣市町村とかも確認しておりますが、やはり剰余金処分のほうの議決、そちらのほうで、決算の認定が後になっているという状況は確認した上で、今回、整理させていただいたという内容でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 今の説明だと、去年まではそうなんです。確かに、この決算の認定をして、この未処分利益剰余金が確定した後に、これをどう処分するかということ、たしか一番最後の日程で入っていたというふうに思うんです。それがやっぱり企業会計上からいっても普通の処理だというふうに思うんですけれども、なぜ今回からそうやって、周りの自治体もそうやっているんだということだったんですけれども、私、議会として、議会というかな、議員としては、やっぱりこの決算認定でしっかり、この未処分利益剰余金というのは今年度の令和3年度の幾らもうかったのか、もうかったというか利益が出たかを含めて出てくる未処分利益剰余金なので、まだ利益、今年度の収益についてまだ審議もしていない中で、審議もしていないで、この金額が、私としてはまだ納得できない中で、処分するのをこうやって求めるということ自体は、少しね、やっぱりもう少し議会を尊重してほしいなというふうに思うんですけれども、前の制度に戻すということはできないんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

当然、議会を軽視しているとかそういったことは一切ございません。なので、そこは御理解いただきたいなと思っておりますが、元に戻すというか、やはり公営企業の事務手続の実務がございまして。それを十分にうちのほうも確認した上で、今回変えさせていただくということなので、その辺は、やはりほかの市町村、そちらの状況も踏まえながら今回このような順序にしておりますので、そこは御理解いただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第55号令和3年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第56号 令和3年度利府町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第18、議案第56号令和3年度利府町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言。10番 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 処理の順番については、前の議案と同じなので、それは了承するとして、この未処分利益剰余金の処分額なんですけれども、資本金に入れるということで、非常にこう、割と少ない金額だし、一応端数もついているんですけれども39万7,749円ということで、この金額を算定したその根拠はどういうもので39万円を処分したのかということをお願いします。

というのは、この下水道処理の、下水道会計の資本金というのは、意外と大きいんですよ。この決算書、令和3年度決算書見ると、3億4,000万円ぐらい資本金はあるんですよ。あるのにかわらず、なぜ39万円ほどあえてここで資本金に組み入れたのかということがちょっと疑問を感じたんですけれども、その説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木喜宏君） お答え申し上げます。

まず、その39万7,749円、円単位までついているということでの処分の内容なんですけど、まず、こちら資本的収支、こちらが関係しております、まず資本的支出が不足していると、令和3年度で不足しましたよということです、まず。その中で、まず消費税及び地方消費税資本的収支の調整額というものでまず補填させていただいている。その後、今度は当年度分の損益勘定

留保資金、こちらのほうを充てさせていただいている。それでもなお不足が今回、令和3年度で不足が生じていると。当然、下水道事業につきましては、まだ過年度分の留保資金というのがない中でやっておりますので、当年度分の留保資金だけではなかなか充てることができなかつたということで、今回、その不足分39万7,749円なんですが、この部分を資本金に組み入れさせていただいた上で資本的支出に充てるといような手続を取らせていただいているということです。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） ちょっと説明聞いても、恐らく皆さんもよく、なかなか理解しづらいと思うんですけども。普通は資本金に入れるのではなくて、普通、未処分利益剰余金というのは、利益……、資本剰余金か、資本剰余金とかに組み入れるのが通常の処理だというふうに思うんですけども、なんであえてここで資本金に組み入れたのかが、そして資本金は3億円以上あるわけですけども、そこが少しちょっと理解できないんですけども、今言った説明以上の説明できないか、できないよね。資本金、普通だと資本剰余金というものに組み入れるんだけどもね、資本金に組み入れたというのは、今まであまりないんです、ないと思うんですけども、その辺について分かりやすい説明をもう一回お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

大変分かりづらい説明にはなってしまうんですが、やはりこの資本的収支の部分の補填については、公営企業法で順番が、充てる順番がございますので、そちらのほうの順番に基づいて、今回、剰余金のほうを資本金のほうに組み入れさせていただいたという内容になります。分かりづらくて申し訳ありません。

○議長（吉岡伸二郎君） いいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第56号令和3年度利府町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採

決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩とします。再開は13時0分とします。

午後0時03分 休 憩

午後0時55分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第57号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第19、議案第57号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第57号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、7番 羽川喜富君、8番 伊勢英昭君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉岡伸二郎君） 念のため申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任

に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。なお、白票の取扱いは、会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。7番 羽川喜富君、8番 伊勢英昭君、開票の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15票

うち有効投票 15票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 15票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第57号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第20 認定第1号 令和3年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第2号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第3号 令和3年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第4号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第5号 令和3年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第6号 令和3年度利府町水道事業会計決算の認定について

日程第26 認定第7号 令和3年度利府町下水道事業会計決算の認定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第20、認定第1号令和3年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第26、認定第7号令和3年度利府町下水道事業会計決算の認定についてまでは、議事の関係上、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております認定第1号から認定第7号までの令和3年度各種会計決算の認定について、順次御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに、**認定第1号令和3年度利府町一般会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が144億3,922万9,377円、歳出総額は138億1,933万5,417円となり、歳入歳出差引残額は6億1,989万3,960円であります。このうち翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は5億8,427万6,960円となっており、3億円を財政調整基金に積み立て、残りの2億8,427万6,960円を令和4年度へ繰り越しております。

次に、**認定第2号令和3年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が31億8,375万9,858円、歳出総額は31億2,472万4,486円となり、歳入歳出差引残額は5,903万5,372円であります。このうち5,000万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、残りの903万5,372円を令和4年度へ繰り越しております。

次に、**認定第3号令和3年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総

額が22億7,912万1,064円、歳出総額は22億2,432万713円となり、歳入歳出差引残額は5,480万351円であります。このうち2,800万円を介護保険事業財政調整基金に積み立て、残りの2,680万351円を令和4年度へ繰り越しております。

次に、認定第4号令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が3億1,624万8,456円、歳出総額は3億986万2,841円となり、歳入歳出差引残額は638万5,615円で、その全額を令和4年度へ繰り越しております。

次に、認定第5号令和3年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が1,537万6,120円、歳出総額は1,410万1,758円となり、歳入歳出差引残額は127万4,362円であります。そのうち70万円を町営霊園等管理運営基金に積み立て、残りの57万4,362円を令和4年度へ繰り越しております。

210ページ、211ページをお開き願います。

認定第6号令和3年度利府町水道事業会計決算でございます。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益につきましては、決算額10億9,181万5,880円であり、支出の第1款水道事業費用につきましては、決算額9億1,468万7,489円であります。

212ページ、213ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入につきましては、決算額8,454万3,914円であり、支出の第1款資本的支出につきましては、決算額4億7,582万8,550円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億9,128万4,636円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,204万9,203円及び過年度分損益勘定留保資金3億5,923万5,433円で補填しております。

243ページ、244ページをお開きください。

認定第7号令和3年度利府町下水道事業会計決算でございます。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款下水道事業収益につきましては、決算額12億6,843万1,899円であり、支出の第1款下水道事業費用につきましては、決算額11億8,944万5,662円であります。

次に、245ページ、246ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入につきましては、決算額4億

5,328万3,000円であり、支出の第1款資本的支出につきましては、決算額6億1,785万6,095円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,457万3,095円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,041万655円、当年度分損益勘定留保資金1億3,376万4,691円及び未処分利益剰余金処分額39万7,749円で補填しております。

以上、認定7件でございます。

なお、会計管理者から概要を説明させますので、よろしくお願いします。

また、詳細につきましては、決算書の事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書を御覧いただくとともに、決算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、会計管理者より概要の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（折笠ゆき江君） それでは、認定第1号から認定第5号までの令和3年度利府町一般会計及び特別会計の決算の概要について御説明申し上げます。

利府町歳入歳出決算書の3ページをお開き願います。

一般会計の款別決算額でございます。

初めに、歳入でございますが、表の一番下の歳入合計を御覧ください。

予算現額144億8,776万6,667円に対して、調定額145億6,372万3,438円、収入済額144億3,922万9,370円となり、前年度比較して37億4,960万1,160円で20.6%の減となりました。

また、不納欠損額は379万7,719円で、収入未済額は1億2,069万6,342円となり、収入率は予算現額に対し99.7%、調定額に対して99.1%となっております。

4ページの歳出でございますが、歳出の合計欄を御覧ください。

予算現額144億8,776万6,667円に対し、支出済額138億1,933万5,417円で、前年度と比較し37億131万6,161円で21.1%の減となりました。

次に、翌年度繰越額の1億9,532万1,000円につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び館太子堂線道路整備事業などほか7件の事業を令和4年度へ繰り越したものであります。

予算現額に対する支出率は95.4%であります。

なお、歳入歳出で大きく減額となった理由として、令和2年度では特別定額給付金事業があったことによるものです。

次に、5ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の決算額でございます。

歳入でございますが、表の下、歳入合計を御覧ください。

予算現額32億4,879万9,000円に対し、調定額32億9,681万3,629円で、収入済額は31億8,775万9,858円となり、前年度と比較し3億3,093万1,964円で11.6%の増となっております。

不納欠損額は705万2,071円で、収入未済額は1億600万1,700円となり、収入率は、予算現額に対し98.0%、調定額に対し96.6%となっております。

6ページの歳出でございますが、歳出合計を御覧ください。

予算現額32億4,879万9,000円に対し、支出済額31億2,472万4,486円で、前年度と比較し3億4,069万5,592円、12.1%の増となっております。予算現額に対する支出率は96.2%であります。

次に、7ページをお開き願います。

介護保険特別会計の決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額23億51万6,000円に対し、調定額22億8,773万3,829円で、収入済額は22億7,912万1,064円で、前年度と比較し9,428万5,226円、4.3%の増となっております。不納欠損額は141万505円、収入未済額720万2,260円、収入率は、予算現額に対し99.1%、調定額に対して99.6%となっております。

歳出でございますが、下の表、歳出合計を御覧ください。

予算現額23億51万6,000円に対し、歳出済額22億2,432万713円で、前年度と比較し8,883万2,808円、4.2%の増となっております。予算現額に対する支出率は96.7%であります。

次に、8ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計の決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額3億1,113万6,000円に対し、調定額3億2,060万7,976円、収入済額は3億1,624万8,456円で、前年度と比較し83万9,034円、0.3%の増となっております。不納欠損額については84万5,200円、収入未済額は351万4,320円、収入率は、予算現額に対し101.6%、調定額に対して98.6%となっております。

次に、歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧ください。

予算現額3億1,113万6,000円に対し、支出済額3億986万2,841円で、前年度と比較し25万

4,195円で0.1%の増となっております。予算現額に対する支出率は99.6%であります。

9ページをお開き願います。

町営墓地特別会計の決算でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧ください。

予算現額1,535万2,000円に対し、調定額1,537万6,120円、収入済額1,537万6,120円で、前年度と比較し312万7,481円で25.5%の増となっております。不納欠損額及び収入未済額はございませんでした。収入率は、予算現額に対し100.2%、調定額に対し100%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧ください。

予算現額1,535万2,000円に対し、支出済額は1,410万1,758円で、前年度と比較し297万6,189円、26.8%の増となっております。予算現額に対する支出率は91.9%であります。

続きまして、財産に関する調書について御説明申し上げます。

198ページをお開きください。

1の公有財産（1）土地及び建物でございますが、ウの総括表で御説明申し上げます。一番下の合計欄を御覧ください。

土地の決算年度増減は1,867.16平方メートルの減であり、主な理由としまして、飯土井地区の普通財産を売却したことによるものです。

次に、198ページの右端の欄にあります建物分の木造では、決算年度増減はありませんでした。

次に、199ページを御覧ください。

非木造については、5,308.01平方メートルの増となっております。主な理由としまして、文化交流センター1基分の増であります。

次に、200ページをお開き願います。

（3）の出資による権利でございます。

表中の下から5番目の（一財）みやぎ建設総合センターの出捐金で減となっております。内容としましては、当該団体の公益目的変更のため出捐金の返還を受けたことによるものです。

次に、105ページをお開きください。（「205だよ」の声あり）え、105ページ。（「205だよ」の声あり）あ、失礼しました。205ページを、申し訳ありません、205ページをお開き願います。

3の基金についてでございますが、決算年度末現在高の総額は34億3,236万9,932円で、前年度より8,126万5,237円の増となっており、各基金の増減状況は記載のとおりです。

なお、（6）の利府町図書館建設基金、（8）利府町東日本大震災復興基金、（9）利府町

東日本大震災復興交付金基金が令和3年度で廃止となっております。また、（15）利府町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金を新設しております。

以上が令和3年度利府町一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で提案理由及び概要の説明を終わります。

続いて、代表監査委員より決算審査意見の説明を求めます。代表監査委員。代表監査委員。

○代表監査委員（宮城正義君） それでは、令和3年度利府町各種会計歳入歳出決算等の審査結果につきまして、概要を御説明申し上げます。

お手元に配付されております令和3年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書の1ページを御覧ください。

1の審査の対象でございますが、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長から審査に付された一般会計及び4つの特別会計の令和3年度の歳入歳出決算が対象でございます。

2の審査の方法でございます。記載されております（1）から（4）までの4つの観点から審査を実施しております。審査の方法といたしましては、関係課等へ資料の提出を求め、既に行った例月出納検査等の結果を参照にし、7月19日から8月8日までの10日間にわたり、関係課長、関係係長から説明を受け、審査を実施しております。その結果につきましては、8月24日に令和3年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書として町長に提出をしております。

3の決算の概要でございます。令和3年度の一般会計及び特別会計の歳入決算総額は202億3,373万4,875円で、前年度に比べ33億2,041万7,463円の減少となりました。また、歳出決算総額は194億9,234万5,215円で、前年度に比べ32億6,855万7,377円の減少となりました。

詳細につきましては、会計管理者から説明がありましたので、省略させていただきます。

続きまして、2ページ、4の審査の結果及び意見でございます。

令和3年度利府町各種会計歳入歳出決算を審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数は正確であると認められました。

一方、収入支出事務関係において、次の留意すべき事項が認められました。

まず、収入関係でございます。初めに、アの町税の徴収等でございますが、収納強化を図るため、休日開庁日及び毎月月末に相談窓口を開設しており、徴収に努力をしております。また、滞納者の納税資力等の判別を行い、財産の差押えや滞納処分の執行停止を適用するなどして滞納整理に努力していることが認められました。

それによって、町税全体の収入未済額は9,663万5,822円となり、前年度より2,475万7,241円減少していることもこれらの要因の一つと考えられます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予測が見えず、町民の生活や行動、また、雇用や就業などの様々な分野において今後も税収に影響を及ぼす可能性があります。引き続き、町民の納税意義の高揚を図るとともに、税の公平性の観点から、長期滞納者の所得及び資産の調査を行い、債権保全のための法的手段を含めた適切な徴収対策を講ずる必要があります。

イの税外収入の収入未済額状況は、保育所保育料の現年度分の収入未済額は発生しておりません。また、過年度分の保険料及び学校給食費は減少が見られ、所管課における徴収の努力が認められます。しかし、それ以外の災害援護資金貸付金や住宅使用料が増加しております。総額といたしましては、前年度より323万7,839円増加しております。町税同様に、引き続き受益者負担の公平、公正の観点から、収入未済額の解消に向けた努力を望むものであります。

ウの寄附金でございます。ふるさと納税制度における寄附金は、新規返礼品の開発やポータルサイトの追加、新聞広告等によるPRの拡大に取り組み、企業版ふるさと納税をも含め1万9,994件、3億1,401万3,813円となりました。前年度より3,007件、9,185万6,751円増加いたしております。寄附金は、寄附者の声に沿って広く町民のために使われることとなりますので、適切な管理と適用に努められるよう望みます。

エの特別会計における収入未済額状況であります。特別会計全体で1億1,671万8,280円、前年度に比べ695万3,509円減少しております。今後も適切な管理と運用に努められるよう望みます。

また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の収入未済額も減少しております。今後も特別会計の健全な運営のため、収入未済額縮減の取組に努められるよう望みます。

次に、支出関係でございます。

アでございますが、一般会計において4億7,311万250円の不用額が生じております。財政が厳しい状況下にあつて多額の不用額が生ずることのないよう、予算の適正な見積りと、事業の早期執行のため、不用額が生じる見込みの際は補正額で減額するなど、限られた財源を有効に活用するよう望みます。

イでございますが、国では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をはじめとした様々な施策をいたしておりますが、国の補助金等が補正予算により実施されることが多いことから、

年度内では完了に至らず、翌年度に繰り越されている事業があります。繰越事業等につきましては、地方自治法の規定による会計年度独立の原則の例外として、一定の条件を満たすもの限り特別に認められているものとなります。前年度から繰り越された繰越明許費において多額の不用額が生じている事業が見受けられますので、十分精査し、適正な金額を算出し、繰越額を決定するよう望みます。

まとめといたしまして、令和3年度の決算は、一般会計の主たる財源である町税が新型コロナウイルス感染症の影響で所得減少、企業業績悪化、国の減額措置により、前年度に比べ約8,341万円減少しました。また、収入未済額は、休日窓口や夜間相談窓口の開設等により、前年度に比べ約2,475万円減少いたしました。税外収入の収入未済額は、学校給食費で減少したものの、災害援護資金貸付金、住宅使用料で増加となっております。今後も受益者負担の公平、公正の観点から、税外収入も含めた収入未済額の解消に向けた取組に期待するものでございます。

なお、5ページから18ページまでは決算資料を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

次に、19ページをお開きください。

利府町土地開発基金運用状況の審査意見でございます。

7月8日付で地方自治法第241条第5項の規定に基づき、定額の資金を運用する基金として町長より審査に付されております。

1の審査の方法でございます。土地開発基金は、設置の目的に従い適正に管理、運用がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、担当課から必要な資料の提出を求め、さらに担当課長等に説明を求め、慎重に審査を実施いたしました。

2の運用の概要でございます。記載されておりますとおり、現在の土地開発基金の内訳は、現金が898万9,000円、土地が1億9,101万1,000円となっており、土地については、利府駅前広場と都市計画道路大町線の先行取得分であり、基金全体の95.5%となっております。

3の審査の結果及び意見でございます。基金の審査の結果、計数は正確であると認められました。しかし、保有する土地につきましては、現在、利府駅周辺地区活性化事業用地等に使用されております。土地開発基金は、公共用地の円滑な取得を目的に創設された基金であり、土地の取得後は遅滞なく一般会計で取得し、公有財産として管理するものであります。今後の基金の活用のためにも、事業計画の見直し等を検討し、基金設置の趣旨に沿うようにすべきであります。

20ページをお開きください。

利府町水道事業会計決算審査意見書であります。

令和3年度利府町水道事業会計決算につきましては、6月9日付で地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長から審査に付されております。

1の審査の方法につきましては、(1)(2)の観点から、担当課へ資料の提出を求め、例月出納検査等も参照にして審査をし、さらに6月29日に上下水道課長、係長等から説明を求め、慎重に審査を実施いたしました。

2の決算の概要でございますが、(1)の事業の概要から、26ページの(7)の経営状況の推移までにつきましては記載されておりますとおりでございますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

28ページをお願いします。

3の審査の結果及び意見でございます。令和3年度の利府町水道事業会計決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表は公営企業法等に準拠して作成され、計数は正確であり、かつ事業の経営成績及び財務状態は適正に表しているものと認められました。

収益的収入は、前年度より4,437万1,092円増加の10億175万2,243円となりました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が全国的に発出されたことから、利府町においても町民生活や企業活動の影響を考慮し、基本料金を3か月減免したことにより給水収益が減少したもので、令和3年度は、コロナ禍での行動制限があったものの、多くの方がワクチン接種を受けたことなどから、給水収益の影響はほとんどありませんでした。

収益的支出は、人件費の変化によるものでありまして、前年度より2,098万8,823円増加の8億6,319万1,706円となりました。その結果、収益的収支において、現金を伴わない長期前受金戻入益を含め1億3,856万537円の純利益が生じ、前年度の繰越利益剰余金2億6,425万7,359円を加えた4億281万7,896円が令和3年度の未処分利益剰余金となりました。

また、資本的収入は、既に建設改良費に充当する企業債の借入れ等を行い、8,454万3,910円となりました。

資本的支出は、前年度に比べ3,861万8,790円増加となりました。これは、前年度に引き続き利府浄水場の急速ろ過機械電動弁更新工事等を実施したものであります。その結果、資本的収支においては3億9,128万4,636円の不足が生じましたが、不足する額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,204万9,203円及び過年度分損益勘定留保資金3億5,923万

5,433円で補填をしております。

意見といたしましては、令和3年度の水道事業は、新たに飲食店ができたことや土地利用の促進等により、有収水量は増加しております。また、有収率も向上しております。これは、平成30年度に策定した利府町水道事業アセットマネジメント及び利府町水道事業ビジョンを活用し、耐用年数を迎える老朽施設の更新や耐震化の促進などに取り組んだことにより、健全な維持管理の成果になったものと思われます。今後も計画的に取り組まれるよう望みます。

なお、29ページから31ページまでに参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、32ページをお願いします。

令和3年度利府町下水道事業会計決算審査意見書につきましては、6月9日付で地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されております。

1の審査の方法につきましては、(1)(2)の観点から担当課へ書類等の提出を求め、例月出納検査の結果も参照し、さらに、6月29日に上下水道課長、係長等から説明を求め審査をしております。

2の決算の概要でございますが、(1)の事業の概要から38ページの(7)の経営状況の推移につきましては記載されておりますとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

39ページの審査の結果及び意見でございます。

令和3年度の利府町下水道事業会計決算を審査した結果、決算報告及び財務諸表は、公営企業法等に準拠して作成され、計数は正確であり、かつ事業の経営成績及び財政状態を正確に表しているものと認められました。

収益的収入については、12億2,795万3,104円、収益的支出が11億6,426万6,324円となりました。その結果、収益的収支においては6,368万6,780円の純利益が生じ、前年度繰越利益剰余金2,597万9,136円を加えた8,966万5,916円が令和3年度未処分利益剰余金となりました。

また、資本的収入は4億5,328万3,000円、資本的支出は6億1,785万6,095円となりました。その結果、資本的収支においては1億6,457万3,095円の不足が生じましたが、不足する額については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,041万655円、過年度分損益勘定留保資金1億3,376万4,691円及び未処分利益剰余金の処分数額39万7,749円で補填をしております。

意見といたしましては、令和3年度の下水道事業は、処理区域面積や処理人口が前年度より

増加したことに伴い、あわせて有収水量も増加していることから、下水道の普及及び維持管理が円滑に進んでいるものと思われます。しかしながら、下水道施設においては、下水道整備開始から40年以上が経過し、施設の老朽化が進み、特に道路表面のマンホールの段差や、車両や歩行者に対しての重大な事故につながるとともに、マンホールポンプの故障等は町民の生活に重大な支障を来すことから、平成31年度に作成した利府町下水道事業経営戦略等を活用して、適性かつ計画的な管理による整備を望みます。

また、前年度に引き続き過年度下水道使用料の徴収率が伸びたことは、水道料金等徴収関連業務委託を民間に委託したことにより、水道事業との連携が図られ、収入未済額の減少につながっているものと捉えられます。

今後も処理人口、普及率の向上を目指す下水道施設の整備、普及に努め、下水道事業の経営状況のよりの確な把握と経営の健全化、適切な維持管理を計画的に取り組まれるよう望みます。

下水道施設は、生活環境の改善と公衆衛生の向上に欠かすことのできない施設であることから、計画的な整備や適切な管理の下、不明水対策や老朽化対策などによる適切な排水機能の確保に努めることを望みます。

なお、40ページから42ページまで参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

次に、43ページの令和3年度経営健全化審査意見書及び44ページの令和3年度利府町水道事業会計及び下水道会計の経営健全化の審査の意見につきましては、報告第6号で報告がありましたとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で、令和3年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書の概要説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で決算審査意見の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております認定第1号から認定第7号までの令和3年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの令和3年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。決算審査特別委員会のため、明日9月8日から9月13日までの6日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、9月8日から9月13日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は9月14日です。決算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後1時52分 散 会

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和4年9月7日

議 長

署名議員

署名議員